

第35回農業委員会議事録

会議の日時 令和8年4月27日（月） 午後1時30分より

会議の場所 高山市役所 地下大会議室

会議に附した議案題目

- 日程第 1 議事録署名者の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 報第 45号 農地所有適格法人の報告等について
- 日程第 4 議第236号 農地所有適格法人の適格者証明について
- 日程第 5 議第237号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について
- 日程第 6 議第238号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について
- 日程第 7 議第239号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について
- 日程第 8 議第240号 農用地利用集積等促進計画（案）に意見を付する件について
- 日程第 9 議第241号 農用地利用集積等促進計画（案）に意見を付する件について（貸借権の移転）

○本日会議に出席した委員（議席順）

黒木義弘、上堀昌也、鴻巣明久、川上富之、清水直喜、野尻真人、白畑功詞、陣出通子、大西正紀、東野満浩、丸山浩一、森田高見、田中君代、垣内常宏、辻直司、小井戸寿尚、牛丸和久、平井造成

○本日会議に欠席した委員

田村信彦

○本日会議に出席した職員等

事務局長：松井ゆう子、事務局次長：駒屋宏和、畜産課長：清水宏司、
森林政策課長：柚村守一、農地主事：森真哉、
書記：北村亮子、尾形博司、農地相談員：井之本浩美、
飛騨農林事務所農業普及課：神谷直人

職務代理	ただいまより第35回高山市農業委員会を開催いたします。 本日の出席委員は、19名中18名で農業委員会等に関する法律 第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いた します。
会 長	あいさつ それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。 会長が議長を務め、進行いただきます。
議 長	日程第1 議事録署名者の指名について を議題とします。 議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございません か。 (異議なし)
議 長	異議がありませんので、指名をさせていただきます。 議席番号 13番 森田 高見 委員と 14番 田中 君代 委員を指名します。 日程第2 会期の決定について を議題とします。 会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございません か。 (異議なし) 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。
議 長	続きまして、日程第3 報第45号 農地所有適格法人の報告等 について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

森農地主事

今回は7法人について報告します。
農地所有適格法人につきましては、4つの要件があり、
①法人形態要件
②事業要件
③議決権要件
④役員要件
については、報告資料により総合的に確認しております。

(案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有無、
農地の耕種面積、経営状況を説明)

以上7件について報告いたします。

議 長

続きまして、日程第4 議第236号 農地所有適格法人の適格
者証明について を議題とします。
事務局の説明を願います。

森農地主事

今回は、1件の上程です。

農地所有適格法人とは、農地等の権利を取得することのできる法
人で、農地法第2条に規定された4つの要件

- ①法人形態要件
- ②事業要件
- ③議決権要件
- ④役員要件

をすべて備えた時点で農地所有適格法人となります。

なお、農地所有適格法人以外の法人については、貸借方式で権利
を設定することができます。

(確認した法人形態、事業内容、構成役員及び議決権を説明)

議 長

ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地所有適格法人の適格者証明については、適格者であるとして決定します。

続きまして、日程第5 議第237号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

尾形書記 今回は、8件の上程です。

本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので、予め報告いたします。

(案件についてスライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、権利取得理由、使用貸借・売買・交換の別、貸借にあっては存続期間を説明)

議 長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については、許可することに決定します。

続きまして、日程第6 議第238号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

尾形書記 今回は、5件の上程です。

最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判

断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので、予め報告いたします。

(案件についてスライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)

議長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第7 議第239号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

尾形書記 今回は、10件の上程です。

当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外であることを確認しておりますので、報告いたします。

(案件についてスライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)

議長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目

的変更の許可申請に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第8 議第240号 農用地利用集積等促進計画（案）に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

北村書記

当申請につきましては、事前に農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第1項に基づく要件に該当していること、借人が地域計画の担い手であることを確認しております。

農地中間管理事業は、地域計画に位置付けられた担い手等であれば利用することができ、農地の貸し借りをとりまとめた農用地利用集積等促進計画を県が公告することにより効力が発生します。

本日は16件の上程です。

（耕作者ごとに地域計画の担い手等であること、経営内容、作付け予定作目、使用貸借・賃貸借の別、貸借期間を説明）

議長

ただいまの件についてご意見等ございませんか。

（異議なし）

議長

異議なしと認め、農用地利用集積等促進計画（案）については、意見なしとして決定します。

続きまして、日程第9 議第241号 農用地利用集積等促進計画（案）に意見を付する件について（貸借権の移転） を議題とします。

事務局の説明を願います。

北村書記

本日は1件の上程です。

（権利設定した土地、現に農地中間管理機構から権利の設定を受けている者、移転先、移転する権利を説明）

議長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用集積等促進計画（案）（貸借権の移転）については、意見なしとして決定します。

以上で本日予定していました議事を終了いたします。

職務代理 これをもちまして、第35回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時35分 終了

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

森田 高見 委員

田中 君代 委員
